

## 長崎南北幹線道路ルート選定委員会 規約（案）

## （設置）

第1条 この規約は、地域高規格道路 長崎南北幹線道路の未整備区間の事業化に向けて、関係する分野の諸機関から幅広い意見を聴き、ルートの選定を行うため、「長崎南北幹線道路ルート選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 委員会は、次に挙げる事項について、必要な検討を行うものとする。

- （1）地域高規格道路 長崎南北幹線道路（未整備区間である長崎市茂里町から西彼杵郡時津町野田郷）における概ねのルート案の比較検討及び最適案の選定
- （2）その他、ルート案の検討に必要な事項

## （組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、制定日から最終の委員会までとする。
- 3 委員の変更や追加は、委員会により決定するものとする。

## （委員会の運営）

第4条 委員会には委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となるとともに、会務を総理する。
- 4 委員長が自ら委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、やむをえない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。

## （事務局）

第5条 委員会には事務局を置くものとする。

- 2 事務局は、長崎市土木部土木企画課、時津町建設部都市整備課及び長崎県土木部都市政策課に置くものとする。
- 3 事務局には事務局長を置き、長崎市土木部長の職にある者をもって充てる。
- 4 長崎市及び時津町は、委員会の招集や庶務等の運営全般を行うものとする。
- 5 長崎県は、事業主体として第2条の項目について委員会へ説明を行うものとする。

## （その他）

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

## 別表

## 長崎南北幹線道路ルート選定委員会 委員名簿

分野	所属等	役職	氏名
学識経験者	長崎大学大学院工学研究科	教授	中村 聖三
学識経験者	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科	准教授	吉田 護
商工・経済	長崎商工会議所	専務理事	松永 安市
商工・経済	長崎経済同友会	事務局長	中村 政博
商工・経済	西そのぎ商工会	会長	川口 義己
運輸・交通	長崎県トラック協会長崎支部	支部長	井石 八千代
運輸・交通	(一社)長崎市タクシー協会	専務理事	船家 和之
運輸・交通	(一社)長崎県バス協会	専務理事	峯 比呂志
観光	(一社)長崎国際観光 コンベンション協会	専務理事	浦瀬 徹
救急医療	長崎県医師会	常任理事	瀬戸 牧子